

大学・大学院設置基準の改定の意味するところ

昨年、中央教育審議会は日本の大学の将来に関わる二つの重要な答申を文部科学省に提出しました。「我が国の高等教育の将来像」と、「国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」の二つの答申です。前者は、21世紀の国際的競争の激化と国際的課題の解決を背景に、我が国を国際的な知識基盤社会とするために大学の将来像を示したものです。高等教育の多様化に対応して、大学を7種類に機能別に分化することを提案しています。後者は、「大学院課程においては、学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を基本とする」

修士課程と博士課程を構築することを提案しています。

これらの答申に基づいて、教員組織の改定をはじめとする大学設置基準と大学院設置基準など学校教育法の一部が改定されました。大学と大学院の新しい設置基準は、学士課程、修士課程、博士課程の設置に際して、

- ・ 各課程の教育の目的を明らかにし公開する、
- ・ 公開した教育目的に沿って各課程の教育プログラムを編成する、
- ・ 編成された教育プログラムを実施するために最適な教育組織と教員組織を再編成する、

ことを求めています。

新しい教員の職名（教授・准教授・講師・助教・助手）への変更は、最適な教育組織に相応しい、従来の講座・学科目制にとらわれない教員組織を可能にします。設置基準のこのような「大幅」な改定は大学を新規に創設する作業に等しいものです。

現在、私は教職員の皆さんに、21世紀に相応しい佐賀大学の設置基準改定の検討をお願いしています。新たな設置基準は佐賀大学の将来像の描きながら検討していただきたいと考えています。こう言いますと大変時間がかかるように思われますが、佐賀大学の将来あるべき姿の大枠は、本年3月に制定された佐賀大学憲章に既に明らかにされています。

参考文献

我が国の高等教育の将来像(中央教育審議会答申)

国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて(中央教育審議会答申)

佐賀大学憲

章